

## 肝付町告示第 142 号

肝付町木造住宅耐震診断補助金交付要綱を次のとおり定める。

平成 25 年 11 月 30 日

肝付町長 永野 和行

### 肝付町木造住宅耐震診断補助金交付要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この告示は、肝付町建築物耐震改修促進計画（平成 23 年 12 月策定）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、肝付町内の木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の定めるところにより肝付町木造住宅耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、肝付町補助金等交付規則及びこの告示の定めるところによる。

#### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による建築物（これらの構法又は工法を含む立体的な混構造については、当該構法又は工法の部分に限る。）であって、次の掲げる全てを満たすものをいう。
  - ア 専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の過半であるものをいう。）であること。
  - イ 地上 3 階建までであること。
  - ウ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築または着工されたものであること。
  - エ 現に居住の用に供していること。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協議会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することであって、次号の耐震診断技術者により行われるものをいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき、登録された建築士事務所に所属する鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者をいう。

#### (補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 耐震診断を行う木造住宅の居住者又は所有者であること。
- (2) 前号の木造住宅の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震診断の実施について同意していること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、木造住宅の耐震診断に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とし、木造住宅1棟につき6万円を限度とする。

2 補助金の交付は、木造住宅1棟につき1回とする。

(耐震診断内容の協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断に関する契約を建築士事務所と締結する前に、町長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ肝付町木造住宅耐震診断補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断実施計画書(別記第2号様式)
- (2) 耐震診断費用の見積書の写し
- (3) 建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し(確認通知書、検査済証、登記簿謄本等)
- (4) 町税等納付状況調査同意書(別記第3号様式)又は町税等を完納していることを示す証明書
- (5) 借家の場合は、耐震診断借主(貸主)同意依頼書(同意書)(別記第4号様式)

(6) 付近見取図(耐震住宅の位置が特定できる程度のもの)

(7) 配置図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)

(8) 平面図(延べ面積の算出が可能である程度のもの)

(9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を肝付町木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により

通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、耐震診断終了後速やかに肝付町木造住宅耐震診断補助金実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書(別記第7号様式又は別記第8号様式)
- (2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
- (3) 配置図及び平面図
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査を行い、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、肝付町木造住宅耐震診断補助金交付確定通知書(別記第9号様式。以下「確定通知書」という。)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助対象者は、前条の確定通知書を受領した時は、肝付町木造住宅耐震診断補助金交付請求書(別記第10号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は補助対象者が、この要項に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。